

平成 27 年 11 月

橋本市教育委員会定例会会議録

平成 27 年 11 月 24 日

教育委員会定例会会議録

開催日時 平成 27 年 11 月 24 日 (火) 午後 1 時 30 分～

開催場所 橋本市教育文化会館 4 階 第 7 展示室

出席委員 教育長職務代行者 清田 信
委 員 森田 知世子 米田 恵一 中尾 悦子
教 育 長 小林 俊治

出席職員 教育次長 坂本 安弘 教育総務課長 櫻井 康雄
学校教育課長 辻脇 昌義 社会教育課長 水林 正美
文化スポーツ室長 海堀 不二夫 学校教育課長補佐学務係長 中山 和子
教育相談センター長 椿本 雅敏 社会教育課長補佐 中田 幸
中央公民館長 永岡 昌博 文化スポーツ室長補佐 大岡 康之
教育総務課長補佐 廣畑 美佐 教育総務課主任指導主事 坂本 利一

1 開式

2 前回会議録の承認について

3 会議録署名委員の指名について

4 報 告 事 項

報告第 1 号 教育状況について

報告第 2 号 平成 28 年度成人式について

報告第 3 号 平成 27 年素橋本市学校給食審議会答申について

報告第 4 号 生涯学習推進計画策定に伴う社会教育委員に提言について

報告第 5 号 橋本市立文教施設維持管理協力徴収条例の一部を改正する条例について

報告第 6 号 橋本市立文教施設基本条例について

報告第 7 号 橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

報告第 8 号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例について

報告第 9 号 橋本市歴史文化的景観保全条例について

報告第 10 号 公の施設の指定管理者の指定について

5 付 議 事 項

議案第 1 号 平成 27 年度教育委員会事務の点検及び評価に係る有識者会議委員の委嘱について

議案第 2 号 橋本市立産業文化会館設備及び管理条例の一部を改正する規則について

議案第 3 号 橋本市立公民館設置及び管理条例執行規則の一部を改正する規則について

議案第 4 号 橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の執行期日を定める規則について

議案第 5 号 橋本市立歴史文化的景観保全条例実行規則について

6 そ の 他

- 会議の概要 開会 午後1時30分
- 事務局 定刻となりましたので、11月定例会を始めたいと思います。
それでは前回の会議録の署名を米田委員、宜しくお願いします。
- 米田委員 正確に記載されていたことを報告させていただきます。
- 事務局 11月の会議録の署名は清田委員にお願いします。
それでは報告事項に入らせて頂きます。
報告第1号教育状況について 教育長よろしくをお願いします。
- 教育長 それでは、最近の教育状況について報告します。
まず、11月9日に開催しました総合教育会議へのご出席・ご意見ありがとうございました。いろいろなご意見を頂きましたが、家庭教育にかんする事柄を残して、ほぼ大綱が決まったように思います。橋本市の教育への委員皆様の思いと市長の思いが反映できた大綱になったのではと考えます。決定後は、大綱の具現化に向けて色々ご意見を頂きますようお願いいたします。
また、和歌山県市町村教育委員会研修会へのご出席ありがとうございました。これら2つの事について、ご意見・感想がございましたら後ほどよろしくをお願いします。
さて、11月は文化的な行事が数多く行われています。10月31日に市民文化祭の開会セレモニーが行われ、11月3日まで開催されました。様々な作品が教育文化会館を中心に展示され多くの方々にご覧頂きました。
また、11月3日には、教育委員の皆様にもご出席頂き、橋本市文化顕彰式が行われました。2名の方と2つの団体の方々を受賞されました。
また、11月8日には、伊都地方総合文化祭が行われ、幼稚園・小学校・中学校の子どもたちの力作が展示されました。
文化祭の一環として、11月12日には、伊都地方小中合同音楽祭、16日には英語発表会が行われました。どの発表会も熱のこもった発表であったと思います。特に産業文化会館で行われた音楽祭は、保護者の方々もたくさん来場して頂き、盛大に開催されました。
次に、中学校の統合についてですが、11月10日に3校合同統合準備会を開催し、13日は橋本中学校体育館で対象となる中学校区の小学1年生から中学2年生対象に行いました。約230名の方に参加いただきました。2回の説明会の中で出された質問や意見としては、通学路の防犯灯・防犯カメラ・部活動・集金の引き落とし・夏の体操服の補助・体育館の完成について・自転車通学、自転車保険等についてでした。統合の是非についての意見はなく、今後統合に向けて、心配な点で、現実的で積極的な意見や質問が多く出されました。教育委員会としても、財政的なことはありますが、保護者のみなさん、地域の方々の気持ちに合わせるべく、ひとつひとつ丁寧に問題点を解決していきたいと考えます。当日の資料を配付していますので、ご覧頂き、ご意見等ございましたら後ほど、よろしくをお願いします。
最後に、今月29日の学びの日に開催しますcafe 学校 「本音で語ろう私たちの望む学校」へのご出席をお願い申し上げ、教育状況の説明とさせていただきます。本日はご苦労様です。

- 事務局 報告第1号について何か質問等はございませんか。
ないようですので、報告第1号を終わらせて頂きます。
続いて、報告第2号からは教育長をお願いします。
- 教育長 報告第2号平成28年成人式について 報告を宜しくをお願いします。
- 社会教育課長 平成28年につきましては1月9日の日曜日、三連休の真ん中の日ということで、帰って来やすいのと、翌日も休みということで、出やすいという事で日程を調節させて頂きました。それから対象なのですが、平成7年の4月2日～平成8年4月1日生まれの方が対象となります。市外に行っている方も含めて、700人弱が対象ということで、準備をします。当日は12時30分受付開始、1時半開式ということになります。教育委員の皆様方につきましては、後日案内をさせて頂きますので、ご出席の方宜しくをお願いします。それから、去年ですけれども、この教育委員会の意見と致しまして、国歌、市歌を誰か代表で歌ってくれないかということで、去年は代表で歌いましたが、今回も予定しております。
以上で簡単ですけれども、報告とさせて頂きます。
- 教育長 はい。受付が12時30分、開式が13時30分ということです。
何かご質問ご意見等ございませんか。

またご案内を致しますので、宜しくお願い致します。

それでは報告第2号はこれで終わらせて頂きます。
続いて、報告第3号平成27年度橋本市学校給食審議会答申について 報告をお願いします。
- 学校教育課長補佐 今年度の学校給食審議会は8月20日と11月1日に渡って、2回に分けて審議会を開かせて頂きました。資料の9ページにあります、給食センター新築に伴う諸事項の検討についてという諮問に沿って、審議頂きました。本年度は給食センター新築に伴う諸事項について、食物アレルギー対応についてということと、新築に伴う諸事項の検討についてということで、審議頂きました。保護者の立場や、学校現場の立場、そして有識者（医者）の立場から、ご意見頂きまして、11月1日に資料の通り、答申を頂きましたので、報告をさせて頂きます。
以上です。
- 教育長 前の資料にも添付させて頂いてあったので、ご覧になられたかと思うのですが、このことについて御意見御質問ございませんか。
- 米田委員 箸の点検ということがありますが、割り箸ということですか。
- 学校教育課長補佐 いいえ。提供して、お箸の再利用をするということで、今そういう取り扱いをし

ているところがありますので、それについて、審議を頂きました。

教育長 よろしいですか。

米田委員 はい。

教育長 他にございませんか。

ないようですので報告第3号は終わらせて頂きます。

続いて、報告第4号生涯学習推進計画策定に伴う社会教育委員の提言について報告をお願いします。

社会教育課長補佐 橋本市生涯学習推進計画は平成25年から3カ年をもって、策定を進めている段階でして、本年度は生涯学習推進計画を策定する年度になっています。現在策定に向けて、調整を行っている段階ですが、橋本市の生涯学習推進計画の特徴として、市民の方の意見をよく聴くということと、社会教育委員の皆様にも、参加して頂くということが推進計画の特徴となっています。平成25度から社会教育委員の方々には市教育委員会内部のプロジェクトメンバーと一緒に、生涯学習推進計画についての内容を検討して頂きました。その中で、社会教育委員と生涯学習推進計画を策定するにあたって、提案をまとめたというご意見がありまして、社会教育委員の会議の中で提言書を提出ということでお話を頂きましたので、これについて報告をさせていただきます。

(別紙「橋本市生涯学習推進計画に向けた提言書(案)について」資料より説明)

教育長 このことについて何かご意見ございませんか。

米田委員 15 ページの基本理念に岡潔のことが下に書かれてあるのですけれども、「ひとを先にして、自分を後にせよ」(※事務局注 岡潔が著作の中で良く著わしている、「私は祖父から「他人を先にして、自分を後にせよ」という戒律を受けた。無明本能(自我)を抑止せよというのである」という意味で使われる言葉)を实践するまち、とありますが、これだけだと言葉がちょっと足りないかなと、アメリカの文化ではアフターミー、フォローユーという言葉があります(事務局注 アメリカの陸軍士官学校 ウェスト・ポイントで、学生の必読書とされている『カディケット』という「士官候補生心得」の大著には、紳士たるべき軍人の心得として、「平時のアフター・ユー、有事のフォロー・ミー」ということが教えられている。「アフター・ユー」とは「お先にどうぞ」ということで、平時においては目上の人を敬い、弱者を助け、謙虚に相手の立場を尊重し、道を譲るのが洗練された紳士の嗜み。一方、有事には先頭に立ち、部下を率いて、勇敢な指揮官である「フォロー・ミー」(ついてこい)の精神が必要であるという意味)が政治家の違いとかありますので、何故これを出してきたのかわからないのですが、何がなんでも、人を先にして自分は後というのはおかしいかなとちょっとここが引っかかりましたので。

教育長 その岡潔のことについて何かございますか。

社会教育課長補佐 はい。生涯学習推進計画に向けた提言というのは社会教育委員の皆様のそれぞれのご意見、いろいろな分野でご協力を頂いています。様々な役目の取組みを入れて頂いて、社会教育委員のそれぞれの意見ではないのですが、皆様の意見を頂いて、集約し提案をしています。この内容につきましては社会教育委員の趣旨に合う内容にさせて頂くということでこちらの構成については必要最小限の変更とさせて頂いております。岡潔先生についての道德教育の教えについても、社会教育委員で、岡潔の精神を是非とも橋本市として、生涯学習推進計画の中に入れていただけないかというご意見からこのような形で提言をまとめさせて頂いております。内容については確かに米田委員のご指摘の通り、わかりづらいという所もありますが、この内容についてはあくまでも、社会教育委員会の岡潔の精神を出して欲しい、考えを取り入れて欲しいという提言によるものです。これらの提言を生涯学習推進計画に反映をさせて頂けたらと思います。この内容の提言につきましては社会教育委員の意見の内容をまとめたものなので、このままで報告をさせて頂きました。

教育長 生涯学習の推進計画の策定に向けて、組み込んで欲しいという社会教育委員の様々な思いを纏めてあるということだと思います。

米田委員 この岡潔先生の精神の継承というのは合っていると思います。中心は情であると、そういう思いもあると、そういうことですね。

教育長 そうです。他にございませんか。
生涯学習推進計画はこの3月に策定を予定されています。また時期が来ましたら、ご意見頂いたらと思います。

社会教育課長補佐 橋本市の生涯学習計画の件については3月を目処に検討させて頂いております。来年度の2月の始めにパブリックコメントを提出させて頂きたいと思います。その前段階で教育委員の方々には案をご確認頂きたいと思います。

教育長 そのような予定で進んでいますので、ご理解ください。
他にございませんか。ないようですので報告第4号は終わらせて頂きます。
続いて、報告第5号橋本市立公文教施設維持管理協力金聴取条例について 報告をお願いします。

中央公民館長 橋本市文教施設維持管理協力金徴収条例の制定についてご説明をさせて頂きま
す。今回の条例の制定につきましては、平成28年4月から橋本市の文教施設使用
料の免除を受けているものから施設の維持管理協力金の徴収をしたいという条例
でございます。先の条例で使用料の増額は2割が上限ということでお話をさせて頂
きました。現状の使用料の収入ですが、利用料の免除を受けている団体は社会教育
関係団体、それから各公民館のサークルの団体等があります。この維持管理費を考

慮していきますと、受益者である限り、時間内の光熱水費の相当額を負担して頂きたいという考えの元で今回使用料の免除を受けている団体、及び社会教育団体、公民館のサークル団体等から、維持管理金を徴収するものです。別表をご覧ください。

(別紙「橋本市立文教施設維持管理協力金徴収条例」資料より説明)

文教施設のうち、学校の運用施設のうち、中学校、小学校の夜間照明施設につきましては維持管理費の徴収は行っておりません。なお、時間ごとの協力金の金額設定については施設使用料に応じて、団体別に3段階に設定を分けています。大ホールにつきましては1,000円、その他の施設の使用料は300円と500円の3段階とさせて頂いております。25年度では、教育文化会館の維持管理経費のうち、電気代等の費用は9,987,000円となっております。同年の免除額の合計金額は13,740,000円となります。そういう状況の中で、受益者負担ということで、皆さんに協力を頂きたいということで条例の制定をさせて頂きたいと思っております。

宜しくお願いします。

教育長 合わせて、報告第6号も同じなので、報告をしたいと思っております。
続いて、報告第6号橋本市立文教施設基本条例について 報告をお願いします。

中央公民館長 (別紙「橋本市立文教施設其金条例」資料より説明)

教育長 第5号と第6号合わせた報告を頂きました。
このことについて、ご意見ご質問等宜しくお願いします。

清田委員 参考にお聞きしたいのですけれども、協力金を別表で記載されている所で、1年間でどれくらい集まりそうですか。

中央公民館長 それぞれ地区公民館、中央公民館を含んでですが、一応3,688,610円ぐらいという認識をしております。

教育次長 あくまでも、25年度の実績通りの申込みがあったとしての仮定です。ただし、300円500円の協力金をもらったとしたら、若干利用者数が減るかもしれません。

教育長 他にございませんか。
先程中央公民館長から光熱年間費というお話があったと思うのですが、9,867,000円と捉えて良いのですね。

中央公民館長 電気代、ガス代の合計額は9,867,000円です。

教育長 9,867,000円が中央公民館の電気代等の費用ということになります。時間による基金ですので、修繕等への運用ということになります。電気代というのはまた別物になるかと基本的に思います。それぞれの地区公民館や中央公民館が緊急に修繕をしないとイケない場合であるとか、大規模な修繕が必要となった時にこの基金を活

教育長

用して、修繕をしていくということになります。

中尾委員　　すみません。第3条の「教育委員会が徴収しないことが相当であると認めるものは、この限りではない」ということが書かれてありますが、例えば、どういう場合なのでしょう。そして、利用している社会教育団体などの団体に対しての説明はどういった形で行いますか。各サークルにそれぞれ館員の人が説明するというのか、それとも、文章で明記するのか。多くの利用者に理解をしてもらうような方法があるのでしょうか。

中央公民館長　　はい。まず、報告については市の広報やインターネット、ホームページ等や各館報等で説明をしていきたいと思っております。そして、これは4月1日からのことでありますので、その期間の利用での周知という形を考えています。

中尾委員　　そうでしたら、使用をしている団体の意見を聞く機会はないわけですね。

中央公民館長　　内容的には一応この条例でいくことで、協力依頼をさせて頂く形になります。

教育長　　今晚に社会教育委員の会議があるのですが、そこでも、次長が出席をして依頼します。各地区公民館へは公民館長へ周知をして、館長から、それぞれのサークル、社会教育団体に依頼、という形になります。

中尾委員　　それも、社会教育団体に依頼文という形でしょうか。

教育長　　文章はどうでしょうか。公民館報で配布だと思います。

社会教育課長補佐　　毎年社会教育団体は申請書を出し、認定される団体には認定書を郵送させて頂いております。大体、5月に社会教育団体の申請書を受けて、6月までに認定を受けるのですが、今回4月に申請書を出してもらうように社会教育委員会とまた協議をさせて頂きます。社会教育団体向けの説明会を行う予定にしております。

中尾委員　　そうですね。ただ、説明をして頂くのと、依頼文だけでは、利用をしている者からしては心配ですので、内容を説明して頂いた方が理解をしてもらいやすいかと思うのです。

教育長　　その通知期間も含めて、12月議会で、条例が通ってから早速ということ。3月議会でいうなら4月になります。すぐということで異議がないので、12月議会で通過した場合は早速ということになります。ただ、今日はその前ぶりでお話を社会教育委員にはさせてもらうということです。

中央公民館長　　徴収の免除を教育委員会が認めるという所ですが、今現在、徴収をしようという団体は社会教育認定団体とサークルです。徴収をしないというのは学校関係での行

事や、社会教育認定団体及びサークル活動以外で教育委員会が相当と認めるもので、免除をしていくという形を調べています。

教育次長 教育委員会が相当と認めているというのをどういうものかということ、市内の小中学校主催ということになれば対象に。市外の小中学校が主催するという場合は教育委員会の内部で協議をして、協力金を頂けるか頂けないかの内容を含めて検討をさせて頂こうかということになっています。

教育長 他にございませんか。

米田委員 高野口公民館の図書館のことなのですが、たまに図書館を利用して会議をすることがあるのかなと思うのですが。

教育長 どうなのですかね。図書館は基本的に子ども達の出入りの出来る場所で会議をする場所ではないです。

中央公民館 ここには図書室のことは書かれておりません。図書館は図書機能で、誰もが自由に出入りがする場所なので、本来、その図書室の貸出という考えはありませんので、そういうことでここには記載しておりません。

教育長 難しい所ですよ。ミーティングのようなことなので、ちょっとここで話をしようかという場合はあり得ると思います。その時はまた臨機応変に動いて頂いたらと思います。

他にございませんか。

ないようですので、報告第6号を終わらせて頂きます。

続いて、報告第7号橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について 報告をお願いします。

中央公民館 (別紙「橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例」資料より説明)

教育長 西部地区公民館が山田地区公民館になったということです。西部地区公民館は48年前に造られたのですけれども、年数がたっているので山田地区公民館で新設ということになります。

何かご意見ございませんか。

ないようですので、報告第8号は終わらせて頂きます。

続いて、報告第9号橋本市歴史文化的景観保全条例について 報告をお願いします。

文化スポーツ室長 黒河道を世界遺産にということで以前から活動をしておりまして、6月に国に答申して、10月に指定を受けました。そのことを受けて、世界遺産追加登録に向けての取組みということになっております。

教育次長 基本的には黒河道の国の指定を受けての条例ということで、保全条例としたということになります。

文化スポーツ室長補佐 補足です。今回の条例の制定のことになった理由でございますが、10月7日に国史跡と黒河道がなり、世界遺産を目指すということになりました。世界遺産の場合、これまでは道だけを保存対象にしていたのですけれど、世界遺産になりますと、周囲の景観も史跡となりますので、その周囲、道の周りを片側50mずつで、両側合わせて、100mの範囲を史跡としていく条例にしなければならぬということになりましたので、条例の制定となりました。田辺市、新宮市、高野町、九度山町と、ほぼ同様の制定をしております。橋本市も今度黒河道を世界遺産に、ということで取り組んでおりまして、それに先立ちまして橋本市でも同様の条例を制定させて頂いているということになります。

教育長 ご意見ございませんか。

清田委員 今言われた、片側50mという区域はどこに書かれてあるのですか。

文化スポーツ室長補佐 手続きですが、条例を制定させて頂いて、そのあとに審議会を開催させて頂いて、その際に、片側50m、合わせて100mの範囲を指定していく手続きをさせて頂きたいと考えております。ちなみに、50m、50m、というのは高野参詣道、熊野古道で世界遺産になっている物件につきましては既にその片側50mずつ、合わせて100mの範囲というのを指定されて、国史跡の対象になっていきますので、その前例を引継ぐと言った形になります。

清田委員 橋本というのはごく一部ですよ。同様のことを九度山との調整は無しに、橋本は橋本で今決めているようなことですか。

文化スポーツ室長補佐 県の方から依頼がございまして、条例については既に九度山町、高野町にあります。九度山の条例は町石道が世界遺産になった時に制定されてございまして、それに合わせて制定をしていくということになります。世界遺産には追加していくという機会が残されてございまして、それを今年度中に、3月末までの間に設置という段取りでやるのでございます。

教育長 他にございませんか。
ないようですので、報告第9号は終わらせて頂きます。
続いて、報告第10号公の施設の指定管理者の指定について 報告をお願いします。

文化スポーツ室長 (別紙「公の施設の指定管理者の指定について」資料より説明)

教育長 運動公園について、文化スポーツ振興公社を指定管理者に指定するというので

す。

これでよろしいですか。

ないようですので、報告事項を終わらせて頂きます。

それでは付議事項に入らせていただきます。

議案第1号平成27年度教育委員会事務の点検及び評価に係る有識者会議委員の委嘱についてを議題とします。教育総務課主任指導主事からお願いします。

教育総務課
主任指導主事 (別紙「教育委員会事務点検及び評価に係る有識者会議委員」資料より説明)

教育長 このことについて、何かご質問ございませんか。
これより議案第1号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり決することといたします。
次に議案第2号橋本市産業文化会館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題と致します。中央公民館長からお願いします。

中央公民館長 (別紙「橋本市立産業文化会館設置及び管理条例施行規則」資料より説明)

教育長 本件について御意見御質問ございませんか。
ないようですのでこれより議案第2号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり決することといたします。
次に議案第3号橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則についてを議題とします。宜しくをお願いします。

中央公民館長 (別紙「橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」資料より説明)

教育長 本件について御質問・御意見等ございませんか。

教育次長 補足です。先程条例の報告でもさせてもらったのですが、新しく山田地区公民館は来年の1月31日に完了をする予定です。ただし、公民館のそれぞれの運営委員

や区長と協議をする中で、開館日は4月1日ちょうど閉館後の地区公民館によれば、閉館の記念式典的なものを行って、4月1日から正式に開館をしたいということで、ここの集いをしております。ただし、現実に引き渡しを受けてから、2ヶ月程放っておくということになります。万が一の場合、そういう開館日を4月1日に協議はしていたのですけれども、出来たのであれば使いたいという意見が出てくる可能性があるのです、それに対応が出来るようにするための規則です。開館完成施工期日から4月1日までの施行期日までの間、4月1日までなので、4月1日を含みます。その間で開館が出来るようにしてあります。ただ、現実的には4月1日に開館が出来る予定にはなっています。

教育長 はい。開館日を柔軟にする為の規則ということですよ。

よろしいですか。

ないようですのでこれより議案第3号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第4号橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の執行期日を定める規則について を議題とします。宜しく申し上げます。

中央公民館長 (別紙「橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の執行期日を定める規則」資料より説明)

教育長 先程と同じ事で、理由はそういうことです。

このことについて御質問・御意見等ございませんか。

ないようですのでこれより議案第4号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり決することといたします。

次に、議案第5号橋本市立歴史的景観保全条例実行規則について を議題とします。

文化スポーツ室長 (別紙「橋本市立歴史的景観保全条例実行規則について」資料より説明)

教育長 本件について御質問・御意見等ございませんか。

ないようですのでこれより議案第5号について原案のとおり決することに御異議ありませんか。

各委員 異議なし。

教育長 御異議がないようですので、原案のとおり決することといたします。

事務局 次回12月定例会は12月22日(火)午前9時からでお願いします。みなさんよろしいですか。それではそのように決定いたします。これで11月定例会を閉会いたします。

(午後2時40分)

署 名 委 員